

告 示 第 9 2 2 号

令和 8 年 7 月 2 1 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

錫山鉦山坑水処理施設消石灰循環ポンプ B 取替修繕契約に係る制限付き一般競争入札の実施及び入札に参加する者の資格について（公告）

錫山鉦山坑水処理施設消石灰循環ポンプ B 取替修繕契約に係る制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格を、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により下記の事項を公告します。

なお、この契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により制限付き一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

錫山鉦山坑水処理施設消石灰循環ポンプ B 取替修繕

(2) 履行場所

鹿児島市下福元町 1 1 8 3 7 番地 1

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで

(4) 業務概要

錫山鉦山坑水処理施設の消石灰循環ポンプ B を取替修繕するもの

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 納期の到来している市税、消費税及び地方消費税を完納していること。

(3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平

成 1 1 年 4 月 1 6 日制定) 及び鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (平成 8 年 5 月 2 9 日制定) に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- (5) 本公告の日 (以下「公告日」という。) から入札参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱 (平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定) に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。) でないこと。
- (7) 本入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 建設工事等競争入札参加有資格業者名簿登録されている者で、機械器具設置工事の入札参加有資格者であること。
- (9) 公告日現在において、本市内に本店を有している者であること。
- (10) 令和 5 年度以降において、官公庁が発注した機械器具設置工事を履行完了した実績を有すること。

3 入札参加申請方法等

(1) 提出書類

- ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書 (様式 1)
 - イ 受託業務実績一覧表 (様式 2) (うち 1 件は契約書の写しを添付すること。)
 - ウ 鹿児島市税に係る滞納がないことの証明書 (写しでも可)
- (2) 各提出書類の作成に係る費用は、申請書の負担とする。
 - (3) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (4) 各提出書類は、公告日以後に発行又は作成されたものを提出すること。
 - (5) 受託業務実績一覧表 (様式 2) は、国又は地方公共団体との契約については、漏れなく記入すること。

4 申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

公告日から令和 8 年 7 月 2 9 日 (水) まで (土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 交付及び受付時間

午前 8 時 4 5 分から午後 4 時 3 0 分まで (正午から午後 1 時までの時間を除く。)

(3) 交付及び受付場所

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市産業局産業振興部産業支援課（みなと大通り別館 5 階）

(4) 提出部数

各 1 部

- (5) 交付する書類は、全て本市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。

5 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格は、提出された申請書等により審査し、令和 8 年 8 月 3 日（月）までに通知する。

6 仕様書等の閲覧等及び質疑応答

- (1) 本業務の仕様書（以下「仕様書」という。）は、令和 8 年 7 月 2 1 日（火）から同月 2 9 日（水）までの間、鹿児島市産業局産業振興部産業支援課（土曜日及び日曜日を除く。）及び本市ホームページにおいて閲覧に供する。

- (2) 仕様書等に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、電子メールで送付すること。

ア 受付期間及び受付時間

公告日から令和 8 年 7 月 2 4 日（金）午後 4 時 3 0 分まで

イ 受付電子メールアドレス

san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

- (3) (2)に対する回答は、令和 8 年 7 月 2 8 日（火）までに、本市ホームページにおいて閲覧できるようにする。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札の日時及び場所等

(1) 日時

令和 8 年 8 月 7 日（金）午前 1 0 時 3 0 分から

(2) 場所

鹿児島市役所みなと大通り別館 5 階 5 0 1 会議室

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。
- (2) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

10 最低制限価格

設定しない。

11 入札方法等

- (1) 郵送及びファックスによる入札は、認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回までとする。

12 開札の方法

即時開札

13 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
 - イ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ウ 記名の無い入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
 - エ 複数の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、

再度入札に参加できない。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 4 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で、最低価格で入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ちあわない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1 5 契約締結の申出期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に契約書及び契約に必要な書類を提出しなければならない。

1 6 問合せ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局産業振興部産業支援課（みなと大通り別館5階）

電話 099-216-1323

ファックス 099-216-1303

メールアドレス san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp